

## 65歳以上の方へ

# 介護保険料についてのお知らせ

「介護保険は安心を支えるみんなの制度です」

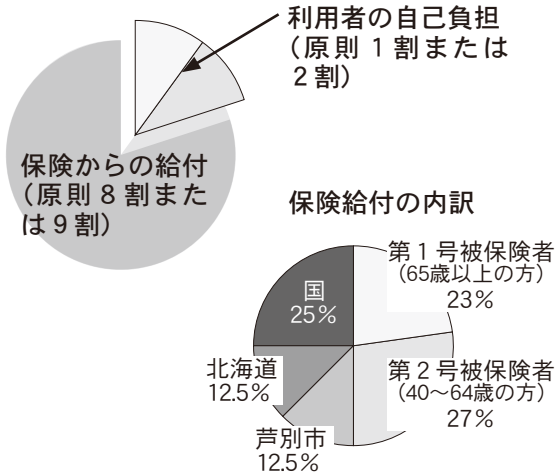
**第7期基準額 月額 4,800円 (年額 5万 7,600円)**

### ■介護保険料算定に係る比較 (第6期⇒第7期)

項目	第6期事業計画 (平成27年度～ 29年度)	第6期からの 増減率	第7期事業計画 (平成30年度～ 32年度)
第1号被保険者数	1万9,143人	1.8%減⇒	1万8,790人
要支援・要介護認定者数	5,042人	12.9%減⇒	4,391人
給付費	約58億2千万円	6.0%減⇒	約54億7千万円
第1号被保険者の負担割合	22%	1ポイント増⇒	23%
準備基金取り崩し額	約8,840万円	11.5%増⇒	約9,860万円

※数値は3か年の合算

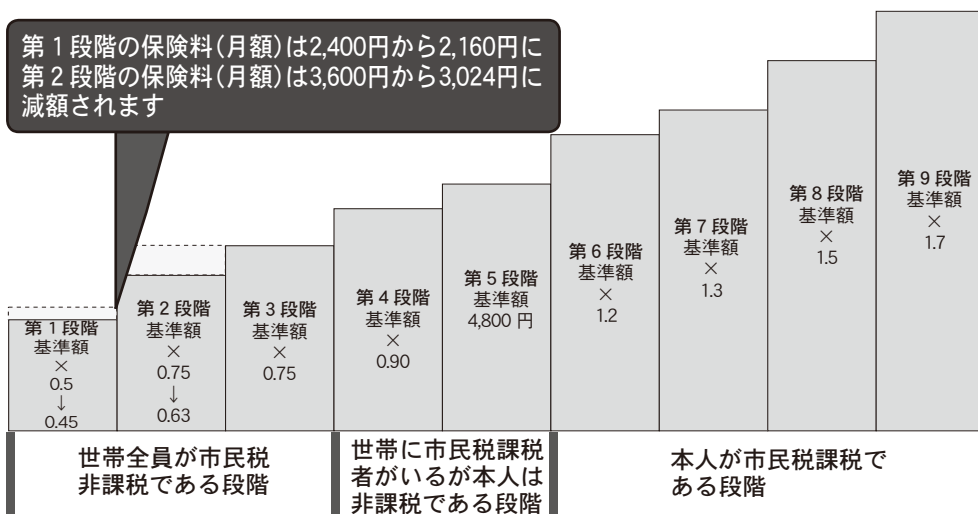
### ■介護保険の財源



介護保険は、被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者とその家族を支える仕組みですが、介護サービス費のうち原則1割または2割を利用者が負担し、残り8割または9割を保険から給付します。保険から給付する費用の財源は国・北海道・市の負担金と保険料です。65歳以上の方の保険料はその財源の23%をまかさないです。

### ■低所得の方の保険料を軽減する制度を継続します

第1段階の保険料(月額)は2,400円から2,160円に  
第2段階の保険料(月額)は3,600円から3,024円に  
減額されます



介護保険料は、制度開始以来全国的に上昇を続けており、制度維持のためには、低所得の方であっても保険料を確実に負担できる額とすることが必要です。そのため第1段階については、公費を投入、第2段階については、基金を充当して、第6期と同様の負担軽減を図ります。

### ●40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料について

加入している医療保険の算定方法により介護保険料相当額が決定され、医療保険と一括して納めていただくことになっています。

※詳しい算定方法は加入している医療保険者(国民健康保険、社会保険等)にお問い合わせください。

## 介護保険料の納め方

保険料の納付方法には①特別徴収（年金天引き）と②普通徴収の二通りありますが、**法律により定められているため、納め方を自分で選ぶことはできません。**

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金などの年金を受給しています

はい

いいえ

年額18万円以上です

いいえ

はい

### ●特別徴収（年金天引き）

※新たに65歳になられた方や芦別市に転入された方は、半年から1年後に自動的に特別徴収に切り替わります。  
※年度の途中で年金額が変更となった方等は、普通徴収に変更になる場合があります。

### ●普通徴収（口座振替、納付書）

普通徴収の方の納付は、安心・便利で確実な口座振替がおすすめです。



## 介護保険料の納め忘れにご注意ください

介護保険料を滞納していると、滞納していた期間に応じてサービスを利用した場合の給付に制限がかかります。介護が必要となったときに、安心してサービスが利用できるように保険料を納付しましょう。納付が難しい場合などは保険料の減免制度もありますので、普通徴収の方は納期限の7日前までに、特別徴収の方は年金給付支払月の前々月の15日前までにご相談ください。

1年以上滞納した場合

利用した介護サービス費用を**いったん全額支払い**、後日申請により保険給付の払い戻しを受けることになります。

1年6か月以上滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の**一部または全部が一時的に差し止め**となる措置がとられます。それでも滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納した場合

滞納した期間に応じて、利用者負担が1割または2割から**3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。**

平成30年度介護保険料につきましては、7月上旬に通知書を送付しますので、詳しい決定金額等については通知書にてご確認ください。

●問い合わせ／介護高齢課介護保険係